

令和6年3月12日  
一般社団法人日本産業保健法学会  
調査研究プロジェクト研究会議  
取りまとめ担当 森山 誠也

令和2年に実施した行政官向けアンケート質問4（法改正提案）  
への回答に関する研究会議の検討結果概要報告書

標記アンケートの質問4（法改正提案）に対して回答として集まった多数の提案について、本調査研究プロジェクトの研究会議で検討した結果を、下記のとおり報告します。

検討状況の詳細は、「厚生労働行政推進調査事業費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「法学的視点からみた社会経済情勢の変化に対応する労働安全衛生法体系に係る調査研究」令和4年度202201015A」中「行政官向けアンケート結果及び質問4（法改正提案）に関する検討状況報告書」（以下「検討状況報告書」という。）を参照してください。

記

1 実施時期

令和2年（回答期限 令和2年12月11日（金））

2 アンケート回答者（提案者）

労働基準行政の監督官及び技官並びにこれらの退職者

3 質問文

4. 現行の労働安全衛生法について、改正が必要と思われる内容をお示し下さい。

4 検討方法

「労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究」及び「法学的視点からみた社会経済情勢の変化に対応する労働安全衛生法体系に係る調査研究」の研究会議において検討を行った。

5 研究会議による検討結果の概要一覧

各提案に関する研究会議の検討結果は別添のとおりである。

検討状況報告書における各提案の番号は、右欄（※）に示した。

## 1 研究会議の提案

アンケートで集まった提案のうち、研究会議で検討し、研究会議の提案としてまとめたものは次表のとおりである。原提案内容は省略した。

## 1-2 安全衛生政策全般又は安全・衛生共通事項

番号	研究会議の提案	※
A1	第三次産業等における安全管理体制の充実強化を検討すべきである。	2
A2	一定の危険性を有する機械等で、必要十分な規制をすべきである（例えば、乾燥設備の定義に焼結作業が含まれないこと、チェーンソーの下肢切創防止用保護衣着用義務に解体作業等が含まれないことのように、使用目的等を限定してしまっている等による規制漏れを解消すべきである）。	6
A3	機械等に限らず、危険有害要因に対する危害防止基準はできるだけ包括的な規制とすることを検討すべきである。	8
A4	機械等や安全衛生用具の規格及び譲渡等規制の対象品を充実すべきである（追加すべきものの例として、ロールボックスパレット、転倒時保護用保護帽）。	11 14
A5	「作業床」「通路」「業務」等の用語の定義又は趣旨を明確にすべきである。	22
A6	免許又は技能講習については、無資格者の就業禁止（現行規定）に加え、資格の有無の確認義務を、事業者に課すべきである（安衛則第 667 条第 2 号のような確認義務をリース関係に限らず就業制限業務全体へ拡大）。	24
A7	技能講習修了の有無を容易に確認できるよう国が情報を管理すべきである（現行の制度では有無の確認が困難な場合が生じている）。	25
A8	免許保持者、技能講習修了者、安全管理者、衛生管理者等に対し、安衛法第 99 条の 2 及び第 99 条の 3 の規定を活用し、能力の向上等を図るべきである。	26
A9	労働基準監督機関の災害調査等においては、「作業者が無資格であったこと」その他法違反を災害原因として安易に結論づけず、作業者の技能を含めた災害原因の十分な調査を行うべきである。	29
A10	免許保持者、技能講習修了者、安全衛生教育修了者の能力の維持向上のため実効的な方策を講じるべきである。	29
A11	講師の要件が定められていない、特別教育の質の担保のための施策を講じるべきである。	31
A12	特別教育のうち、技能講習とすることが望ましいものがあり、それらは技能講習に格上げすべきである（例として、アーク溶接等の業務、動力プレス等の金型等の取付け等の業務、低圧電気取扱業務等）。	31
A13	通達や指針で示された行政解釈などを逐条的・統合的に検索することができるデータベースを作成し、公開すべきである。クレーン等の用語の定義を一	35 39

	覧化して分かりやすくできないか検討すべきである。	
A14	刑罰法規であることを念頭に、意味の曖昧な条文については、明確化すべきである（例えば安衛則第 518 条第 2 項の「防網を張り、労働者に安全带を使用させる等」の「等」、第 519 条の「囲い、手すり、覆い等」の「等」など。特に、安衛則第 147 条の「型打ち機等」のように適用対象物の範囲に曖昧さを残すことは避けるべきである）。	36
A15	随所に使用される「常時」の意義は、法令ないし通達によりできる範囲で明確化に努めるべきである（有害業務については定量的に定められないものもあるので、無理に明確化すべきという趣旨ではない）。	37
A16	現行の行政解釈を法令そのものに明文化することについては、規制の硬直化につながる等の理由により、慎重であるべきである。	39
A17	複雑化している安衛法令を国民に分かりやすく伝える手段が必要である（研修講師にとって理解しやすい法令とするよう努める、分かりやすい解説書を作る等）。	40
A18	安衛法令の周知と理解のため、ハザード毎の規制が検索できるような使いやすく理解しやすいウェブサイトの運用や、必要な情報が乗っているパンフレットの作成（「詳細は労基署にお問合せ下さい」等と記載すべきではない。）をすべきである。	42 43

1-1-2 監督課に共通する事項

番号	研究会議の提案	※
B1	安衛法の罰則を強化すべきである。これに関連し「刑事責任を下級管理者でなく経営役員等が追う形にすべき」「労働災害において事業者の過失を推定する民事規定を設けるべき」との意見もあり。	44
B2	労働安全衛生に係る民間監視員制度の導入又は民間機関による認証制度を確立・普及すべきである。	45
B3	安衛法違反に対し、故意を必要としない、過失犯処罰、行政制裁制度（課徴金、過料等）及び企業名公表制度の導入を検討すべきである。	46 50 62
B4	<p>安全管理者等が事業者から安全管理等以外の業務を多量に命じられ、その法的責任を全うできるだけの時間的余裕を与えられていないケースが少なくない状況に対して規制をすべきである。</p> <p>責任者としての十分な報酬を受けていない者や時間的余裕のない下級管理者が実行行為者として処罰される現状は、労基法の利用者から安衛法の事業者になっても改善しておらず、業務主罰にも大きな効果が期待できないので、企業幹部に対する転嫁罰、過失犯処罰及び課徴金の導入、労災保険の費用徴収の比率の引上げ等により企業幹部個人への責任を規定すべきである。</p> <p>リスクアセスメントを事業者に強制し、安全衛生管理の内容を会社幹部に共有することにより過失犯処罰規定と同様、幹部に責任を負わせるという方法を検討すべきである。</p>	62

## 1-2 安全課関係

### 1-2-1 建設安全

番号	研究会議の提案	※
C1	安衛則等において、一側足場は本足場の使用が困難なときのみ使用できると規定すべきである。	19
C2	安衛則における足場の壁つなぎ等の設置間隔に係る基準は、風荷重を考慮したものとすべきである。	21

### 1-2-2 その他の安全又は安全一般

番号	研究会議の提案	※
D1	簡易リフト規制を全業種に拡大することを検討すべきである（建築基準法による現場監査が低調のため）。	5
D2	災害発生状況に鑑み、安衛令第6条第12号の「はい」の定義に「船倉に積み重ねられた荷」等を追加すべきである。	8
D3	荷役作業にける荷主等に対する特別規制を新設すべきである（混在作業の連絡調整、商品の整頓、墜落防止設備その他設備の安全確保措置）。	12
D4	古い中古機械等の安全化や既存不適格機械等（3トン未満の移動式クレーンなど）の更新を推進する施策の強化を検討すべきである。	17
D5	保護帽の着用義務対象業務の拡大を検討すべきである。	23

### 1-3 労働衛生課関係

番号	研究会議の提案	※
E1	事務所則の環境測定についてはデジタル粉じん計による測定も可とすることを検討すべきである。	4

### 1-4 化学物質対策課関係

番号	研究会議の提案	※
F1	有機則のように多数の物質を一括して規制する方法から、物質毎の有害性に基づく衛生基準を設定して規制する方法に移行することを検討すべきである。	3

## 2 不採用とした提案

アンケートで集まった提案のうち、議論の結果、不採用としたものは次表のとおりである。

番号	提案内容	不採用の理由	※
X1	KX などの安全衛生活動の実施を義務化すべきである。	現状の法的枠組で十分である。	1
X2	小型移動式クレーンのごとく他人を傷つける作業については社長等に対しても特別教育の受講を義務づけるべきである。	通達や指針レベルでの対応で十分である。	7
X3	労働者数や事業内容等を定期的に報告する制度を創設すべきである。	事業者に対する負担が大きい。	9
X4	機械設備に関する古い規制は削除して一般規則に含めるべきである。	提案に具体性が無い。	18
X5	本足場の建地を減らし、「一・五側足場」とすることで安衛則第 563 条の適用を免れる抜け穴を塞ぐような安衛則改正をすべきである。	改正するまでもなく「一・五側足場」は本足場として安衛則第 563 条を適用できると解される。	20
X6	免許試験の門戸を広げるため、受験資格における実務経験要件を緩和すべきである。	一般論としては賛成であるが、提案に具体性がないため。実務経験要件のある免許試験は少ない（実技講習での代替措置があるものもある）。	27
X7	テールゲートリフター及びロールボックスパレットを使用する業務に関する特別教育を新設すべきである。	教育すべき内容のボリュームが特別教育のレベルまでにならないと考えられる。	28
X8	就業制限業務を整理すべきである。	提案に具体性がない。	30
X9	法律と省令との委任関係（安衛法第 20 条～第 24 条と関係省令の条項の紐付け関係など）を明確化すべきである。	委任関係は予め 1 対 1 対応を一般的に決める必要はなく、個別事件毎に解釈検討すればよい。	32
X10	安衛則中の作業計画の規定は根無しとの批判があることから、この根拠規定を明確にすべきである。	安衛法第 20 条等が根拠規定であることは明らかである。	34

### 3 議論の結果結論に至らなかった提案

アンケートで集まった提案のうち、議論の結果、研究会議の中では意思統一に至らなかったが、委員から重要な意見が示されたものは次表のとおりである。

#### 3-2 安全衛生政策全般又は安全・衛生共通事項

番号	提案内容	主要な意見	
Y1	建設業等において、労働者に安全帯を使用させる義務を注文者等にも課す特別規制を設けるべきである。	①現行の安衛法第 29 条や第 30 条の範囲で十分であり、注文者等に安全帯の使用監視義務まで課すのは酷である。 ②現行の安衛法第 29 条には罰則がないため実効性がないケースがあるので、罰則等により強制力を持たせるべきである。	13
Y2	安衛則第 18 条（作業主任者の氏名の周知）等の根無し規定に法律上の根拠規定を設けるべきである。	①作業主任者の周知について安衛法第 101 条に紐付けるよう法改正すべきである。 ②罰則までなくても行政指導だけで十分実効的ではないか。	33
Y3	労働者死傷病報告（様式第 23 号）の提出時期を発生時から 1 か月以内など特定の期間とすべきである。	①銃刀法に「速やかに」を「2 週間以内」と改正した例がある。 ②通達による明確化で足りる。	38
Y4	安衛法の体系が複雑で膨大すぎて事業者による形式的法令遵守を誘因するため、これを整理して労働者の安全と健康の確保という本来の目的へ向かわせるべきである。	①安衛法の冒頭に、リスク創出者責任負担原則などといった憲章的な条項を設け、安衛法の趣旨を分かりやすくすべきである。 ②同じテーマや危険源であっても法律、政省令、指針、通達等に情報が分散しているので、テーマや危険源毎にすべての情報が整理されたウェブサイトを作成し、公表すべきである。	41
Y5	安衛法と他の安全衛生関係法令の重複している部分は整理・一本化（棲み分け）すべきである。	①安衛法第 1 条に「労働者の安全と健康」との目的規定があるが、ボイラーや黄燐マッチなど同法が規制を引き受けた製造流通規制対象物については労働関係の有無を度外視して全面的に規制を担うべきである。 ②整理すべき多重規制もあるのかもしれないが、それぞれの法律で目的が異なるので、安易に一本化すればよいわけではない。	53 54
Y6	安衛法の登録・指定機関の登録・指定等の仕組みを、	①労働環境整備は量的評価が困難であることから、それを支援するサービスや、外部機関の組	61

	TBT 協定、ISO9001、ISO/IEC 17025、ISO/IEC 17065 等を踏まえたものとすべきである。	織や構成員の質を担保することが必要である。 ②指定教習機関の不祥事が散見される現状に対して制度的改善が必要ではないか。	
Y7	定員削減による行政機能の低下や技官採用の廃止による職員の専門性の低下という問題を解決すべきである。	監督行政職員の安全衛生技術に関する専門性の低下は事実であり、これを重要な課題として解決に向けた取組を行うべきである。特定機械等の検査をすべて外部機関に代行させると、更にその分行政の専門性の低下を招く懸念がある。	74
Y8	官民を問わず、労働安全衛生の業界全体の専門性が低下しているという問題を解決すべきである。	企業内での安全衛生部門の地位が低下していること、安衛研の研究員の採用が難しくなってきたことなど、先細りの傾向が見られるので、労働安全衛生の専門性がキャリアに役立つような環境を作っていくべきである。	74

### 3-1-2 監督課関係

番号	提案内容	主要な意見	
Y9	組織犯罪としての安衛法の実効性確保のため、罰則に法人重課を導入すべきである。	実効性確保についていえば、反則金等の行政罰の導入や、OSHMS 等の民間認証制度の普及を行うべきである。	45

### 3-2 安全課関係

#### 3-2-1 建設安全

番号	提案内容	主要な意見	
Y10	特定自主検査の検査間隔を1年から2年ないし3年に改正すべきである。	(提案は不採用) 「定期自主検査」の「自主」という語感が事業者やメーカーに「検査は任意である」との誤解を生んでいるため名称を変更すべきである。	15

#### 3-2-2 その他

番号	提案内容	主要な意見	
Y11	プレスブレーキに対する規制は安衛則第 131 条から除外すべき。	①プレスブレーキは災害が少ないため規制を緩めて良い。 ②プレスブレーキであっても重篤な災害が発生しているので現行の 3 ステップメソッドによる機械安全規制は維持すべきである。	16



#### 4 検討しなかった提案

アンケートで集まった提案のうち、検討に至らなかったものは次表のとおりである。

番号	提案内容	
Z1	建設物や機械等に関する事前審査制を強化すべきである。	10
Z2	結果的加重犯の導入を検討すべきである。	47
Z3	刑罰法規としての安衛法の構成要件を明確化すべきである。	48 49
Z4	事業者に対する懲罰的な損害賠償制度を創設すべきである。	51
Z5	努力義務でない義務規定について、罰則を付して強制力を持たせるべきである。	52
Z6	有機則や特化則の統合等の安衛法令を統合すべきである。	54
Z7	構造規格の中には使用制限規定（例えば、墜落制止用器具の規格第2条）を設けるべきではない。	55
Z8	安衛法の健康診断を社会保険等によるものと統合し、労働者の自己管理とし、事業者による健診結果の提出を義務付けるという制度にすべきである。	56
Z9	ボイラー則及びクレーン則に定められている設置時の報告書（移動式特定機械等に係るものを除く。）は廃止すべきである。	57
Z10	法令中の適用機会に乏しい条項を削除すべきである。	58
Z11	安衛則第3編第1章の2（廃棄物の焼却施設）の見直しを行うべきである。	59
Z12	事業者による安衛法の執行を補助する外部専門家資格を創設すべきである（労働安全コンサルタント等の制度では不十分である）。	60
Z13	両罰規定の行為者処罰規定によって事業者責任を具体的に負うのが誰なのか分かりづらくなっているのをこれを分かりやすくすべきである。	63
Z14	労働者派遣法がもたらす労働安全衛生上の問題点を明らかにし、検討すべきである。	64
Z15	産業安全専門官及び労働衛生専門官以外の厚生労働技官の立入検査権を規定すべきである。	65
Z16	安衛法をリモートワークにも問題なく適用できるようにすべきである。	66
Z17	労働基準法第102条と同様の規定を安衛法にも置くべきである。	67
Z18	安衛法における「墜落」と「転落」の違いを明確化すべきである。	68
Z19	新たに用語を造語する場合は「要求性能墜落制止用器具」等といった長く分かりづらいものは避け、短く分かりやすいものとすべきである。	69
Z20	安衛法で定める書類の保存期間がバラバラなのでこれを統一すべきである。	70
Z21	ストレスチェック制度では検査から事後措置まで数か月かかることから、緊	71

	急を要する場合における措置を別に規定すべきである。	
Z22	ボイラー取扱作業主任者に係る規定が複雑すぎるのを改善すべきである。	72
Z23	安衛法免許の再交付手続においてネット申請等を可能にするなどの簡素化をすべきである。	73
Z24	免許申請について、労働安全衛生規則別表第四の「ガス溶接作業主任者免許」の項の第一号には、「次のいずれかに掲げる者であって、ガス溶接作業主任者免許試験に合格したもの」、その「二」に「職業能力開発促進法第二十八条第一項の職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第十一免許職種の欄に掲げる塑性加工料、構造物鉄工科又は排管料の職種に係る食上訓練指導員免許を受けたもの」とされている。他方でガス溶接作業主任者免許規定第二条「労働安全衛生規則別表第四ガス溶接作業主任者免許の項第三号の労働大臣が定める者」として、第八号に「職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる塑性加工料は溶接科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者」とある。本省見解は、「免許試験合格と無試験との両方に書いてあるので、免許申請者に不利益にならない取扱いをする結果、無試験で免許を交付する扱いとなる」とのこと。つまり、条文上の齟齬があると思われるので、改正が必要である。また、試験免除となる職業能力開発促進法に基づく訓練の終了証に記載されている根拠条例も必ずしも労働安全衛生規則別表第四やガス溶接作業主任者免許規定の表現と一致しておらず判断に迷う原因となっているので、別表・免許規定又は修了証の根拠条項記載の仕方についても見直しをはかるべきである。	75
Z25	欧米に比して細やかすぎる法体系を改めるべきである。	76
Z26	一般定期健康診断の診断項目を改正すべきである。	77
Z27	請負制度を改めるべきである。	78